# 幼保連携型認定こども園 第二ますお幼稚園

# 重要事項説明書

## 1. 施設の目的及び運営の方針

## (1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	学校法人染谷学園
事業者の所在地	千葉県柏市増尾台4-6-60
事業者の連絡先	04-7173-7944
代表者氏名	染谷 正夫

## (2) 施設の概要

種別		幼保連携型	!認定こども	遠		幼保連携型認定こども園			
名称		認定こども	認定こども園 第二ますお幼稚園						
所在地		千葉県柏市増尾台4-6-60							
連絡先		(TEL番	号) 04-	7 1 7 3 - 7	944				
<b>建</b> 裕尤		(FAX番号) 04-7173-8354							
施設長氏名		染谷 弘子	-						
開設年月日		2020年	4月1日						
	年齢区分	0歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
利用定員	1号	一人	一人	一人	36人	36人	36人	108人	
利用足貝	2号・3号	4 人	12人	24人	24人	24人	24人	112人	
	合計	4 人	12人	24人	60人	60人	60人	220人	
日記   4 人   12人   24人   60人   60人   2   2   4 人   12人   24人   60人   60人   2   2   4 人   12人   24人   60人   60人   2   2   2   4 人   12人   24人   60人   60人   2   2   2   4 人   12人   60人   60人   2   2   2   4 人   60人   60人   60人   60人   2   2   4 人   60人   60人   60人   60人   2   2   4 人   60人   60人									

# (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	$3,738.91 \text{ m}^2$
<b></b>	園庭	$1,703.97 \text{ m}^2$
国人	構造	耐火鉄骨造 2階建て
園舎	延べ	1,808.64 m²

## (4) 主な設備の内容

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0 歳児
保育室	13 室	1 歳児・2 歳児・3 歳児・4 歳児・5 歳児
調乳室	1 室	
沐浴室	1 室	
遊戯室・ホール	1 室	
準備室	1 室	
給食室	1 室	
こどもトイレ	7 室	
多目的トイレ	1 室	

# (5) 職員体制 (2024年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	一人	
副園長	1 人	1 人	一人	
主幹保育教諭	2 人	2 人	一人	
保育教諭	26 人	26 人	一人	
助保育教諭	10人	2 人	8 人	
子育て支援員、保育補助	3 人	一人	3 人	
事務員	4 人	2 人	2 人	
看護師	2 人	1 人	1 人	看護業務
その他	数名			用務、運転手、委託の調理員など

## (6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

## 【1号認定子ども (教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		
保育時間	教育標準時間 午前10時00分~午後14時00分(4時間)		
		朝 : 8時00分~ 8時30分	
預かり保育	保育時間	夕 : 14時30分~16時00分	
『貝// り   木 目	休月时间	最大延長:16時00分~18時00分	
		土曜:なし	
	日曜日・土曜日・祝日		
	県民の日		
   休業日	夏季休業日(夏休み) 7月下旬~8月		
1小乗口	冬季休業日(冬休み) 12月下旬~1月上旬		
	春季休業日(春休み)3月下旬~4月上旬		
	その他、園長が認める日(行事の代休含む)		

<sup>※</sup>預かり保育終了の18:00以降は保育を行っておりませんので、終了時間は必ずお守りください。 ※休業日の日付は暦などの理由で毎年変動することがあります。

## 【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
/0 本吐眼	保育標準時間	7時00分 ~ 18時00分(11時間)	
保育時間	保育短時間	8時00分 ~ 16時00分(8時間)	
	保育標準時間	朝:なし	
   延長保育 <sup>*</sup> 1		夕:18時00分 ~ 19時00分	
是文体 目 ***	保育短時間	朝: 7時00分 ~ 8時00分	
		夕:16時00分 ~ 19時00分	
開所時間※1	月~土曜日※2	7時00分 ~ 19時00分	
<b>什</b> 来口	日曜日・祝日		
休業日	年末年始(12月29日~1月3日)		

<sup>※119:00</sup>以降の保育は行っておりませんので、終了時間は必ずお守りください。

<sup>※2</sup> 土曜日の利用に関しては利用に条件があります。

# (7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料) ※2019年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、 1・2号の保育料が無償化されています。 3号は、住民税非課税世帯のみ対象となります。			
	教育・保育充実費 ※	3歳入園時 ・ 3号からの進級時	80,000円	
		4・5歳入園時	70,000円	
	施設維持・管理費(1・2号)※	(毎月・月当たり)	1号 4,000円	
			2号 5,500円	
	施設維持・管理費 (3号) ※	(毎月・月当たり)	3,500円	
実費徴収	通園バス利用料(利用者のみ) ・朝のみ、または帰りのみの利用の場合 2,000円(月額) ・きょうだいで利用する等、1世帯で2人以上利用される場合、2人目以降のお子様の1人あたりの料金が 1,500円となります。	(毎月・月当たり)	3,000円	
	給食費 (1号認定)	(毎月・月当たり)	5,800円	
	給食費(2号認定) *土曜日分は含みません	(毎月・月当たり)	7,500円	
	母の会費 (全園児)	(毎月・月当たり)	300円	
	お昼寝マットリース代 (2号認定4歳以下)	(毎月・月当たり)	300円	
	リース代(3号認定)		0歳児:1,100円	
	※コット・口ふき・スタイ	(毎月・月当たり)	1・2 歳児:600円	
留意事項	その他、教材類(個人の連絡帳やカラー帽子、3歳入園児の制服など)、各学年行事(園内行事以外)、卒園アルバム代などは必要に応じて実費を徴収します。  ※上乗せ徴収  上乗せ徴収  上乗せ徴収とは、施設全体の維持・管理や教育・保育の質の保持と向上を目的とした費用です。当園ではお子さまが快適に過ごせるように保育室などの気温調整や安全に過ごせるような備品の補修や買い替えなどの環境整備、そして保育中の製作活動や季節・行事の準備に充てるなどしております。また、お子さまが充実した園生活を送れるような人的環境に充てています。  (給食費について)  1号認定の場合は年間(一日保育のある日)にかかる費用を12回で平均割した金額になりますので、食べる回数が少ない月も満額徴収させて頂きます。また欠席で食べなかった場合でも食材費、人件費、光熱費などの関係で返金することはできませんのでご了承ください。  2号認定の場合、夏休みや冬休みなどの長期休業日、毎日の午後おやつの提供などを含めて月額で計算されるため、1号認定より実費額は高くなります。  土曜日利用につきましては、2号認定のみ別途500円をいただきます。			

## <1号認定子どもの平日の預かり保育について>

時間	日額	月極 (7・8月以外)		
8:00 ~ 8:30	100円 月額 1,500円			
8:30 ~ 14:30	保育	中		
14:30 ~ 16:00	4 5 0円	月額 6,500円 (朝利用しない場合、月額 5,000円)		
16:00 ~ 17:00	30分毎に100円	16時までに加えて月額 1,000円		
17:00 ~ 18:00	30分毎に250円	17時までに加えて月額 1,500円		

<sup>1</sup>号預かり保育(いちご組)では、半日保育の時にはお弁当を用意してください。

おやつは園で用意し、預かり保育料に含まれます。

詳細につきましては別紙をご覧ください。

1号における預かり保育の負担額を無償化の対象とするには、就労などの要件を満たし、市町村の「保育の必要性の認定」(新2号)を受ける必要があります。詳しくは居住の市町村にご確認ください。

#### < 1 号認定子どもの夏季・冬季・春季休業日の預かり保育について>

実施期間	(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日に定める夏季・冬季・ 春季休業時
保育時間	<ul><li>8時00分~16時00分</li><li>16時00分~18時00分(延長保育)</li></ul>
料 金	<ul> <li>(日額)</li> <li>①8時00分~11時30分 800円 (お弁当無し)</li> <li>②8時00分~13時00分 1,000円 (お弁当有り・午睡無し)</li> <li>③8時00分~15時00分 1,100円 (お弁当有り・午睡あり・おやつ無し)</li> <li>④8時00分~16時00分 1,600円 (お弁当有り・おやつ有り)</li> <li>16時00分~17時00分 30分毎100円</li> <li>※17時00分~18時00分 30分毎250円</li> <li>(月極) 7月 8月</li> <li>① 4,900円</li> <li>② 5,300円</li> <li>② 6,300円</li> <li>③ 6,300円</li> <li>④ 8,300円</li> <li>④ 10,300円</li> <li>④ 8,300円</li> </ul>

半日保育と同様にお弁当は持参して頂き、おやつは園で準備します。

詳細については上記と同じく別紙をご参照ください。

夏季・冬季・春季の預かり保育も保護者さまが市町村の認定を受けたうえで無償化の対象となりますが、一日 450円かつ月額11,300円(実質9,000円まで)が上限となります。詳しくは居住の市町村にご確認ください。

#### < 2 ・ 3 号認定子どもの土曜保育について>

当園の土曜保育を利用する際には手続き、及び料金がかかります。

- ○土曜保育の利用条件として【保護者さまが(両親の場合は両親ともに)土曜日に就労をしていてお子さまを見る人がいない方】を対象としています。
- ○条件を満たしている方は「土曜保育申請書」を提出の上で、LeySerKids からお申し込みください。
- ○利用の際は、2号認定のみ給食代として1回につき600円かかります。3号認定につきましては柏市で 定められる保育料の中に給食費が含まれていますのでいただいておりません。

なお、延長保育に関しては平日と同様となります。

- ○申込期限に関しては、利用日の前月 5 日締め切りになります。前月 13 日からのキャンセルはキャンセル料が発生し 600 円をいただきますのでご了承ください。また、前月 13 日以降の申し込みはできません。
- ○詳しくは別紙の'土曜保育について'をご覧ください。

#### <2・3号認定こどもの延長保育料について>

		I
時間	保育短時間	保育標準時間
7:00~ 8:00	2号 400円 3号 500円	_
8:00~ 8:30	_	_
14:30~16:00	_	_
16:00~16:10	2号 100円 3号 100円	_
16:00~17:00	2号 200円 3号 250円	_
17:00~18:00	2号 500円 3号 600円	_
18:00~18:10	2号 100円 3号 100円	2号 100円 3号 100円
18:00~18:30	2号 300円 3号 350円	2号 300円 3号 350円
18:00~19:00	2号 600円 3号 700円	2号 600円 3号 700円

 $18:00\sim19:00$ をご利用の場合は、補食を提供します。(補食の料金は、延長保育料に含まれます)また、土曜保育を利用される際も同様の延長保育料がかかります。

2・3号の保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も、延長保育の利用料は無償化の対象とはなりません。

#### (8) 支払方法

当月の月額の利用料や上乗せ徴収については、毎月13日ごろに口座振替を行います。

1号認定のお子さまの預かり保育についての月極は申し込みの際に、現金を添えてわくわく棟事務所窓口  $(8:00\sim17:00)$  でお申し込みください。

日額分に関しては利用月の翌月5日頃に集金袋にて集金させていただきます。10日頃までにわくわく棟事務所窓口(8:00~17:00)へ納めてください。

## (9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、 利用するお子さまの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

園生活の中で、お子さまが友だちとの遊びを通じて、協調性・積極性・自主性・創造性を学び、社会生活の基盤を体得していきます。この時期に教職員が可能性を引き出せるよう支援し、お子さまの意欲や一人 ひとりの個性を大事にした保育内容を展開していきます。

園庭の芝生の広場や砂場、大小さまざまな遊具と豊かな環境を活かした活動を行います。また季節ごとの 行事、食育に繋がるよう栽培などにも取り組んでいきます。

給食は自園で調理し、子どもたちに温かい食事を毎日提供いたします。お子さまの食事量・発達に応じて、 個別に対応しながら一人ひとりの食欲を満たし、自分で食べる意欲を育てていきます。

食物アレルギーなどの特別な配慮が必要な場合は、園で対応が可能な範囲で、医師の指示書や生活管理指導表をもとに対応いたします。離乳食については、個別に相談させて頂き対応させて頂きます。

## (10)年間行事予定

			【保護者】	【保護者】
月	行事内容	対象学年	出席して	参加が
			いただきたいもの	自由なもの
4 🖽	入園式(新入児のみ)	全クラス (新入児のみ)	0	
4月	母の会総会			0
	保護者会	全クラス	0	
	引き渡し避難訓練	全クラス	0	
5月	園外保育	幼児クラス	<u>—</u>	<del>-</del>
	給食試食会	全クラス		0
6 月	親子ふれあいデー	全クラス	$\circ$	
ОЛ	プール開き・水遊び	全クラス	_	<del>_</del>
	夏祭り	全クラス	0	
	七夕会	全クラス	_	<u> </u>
7・8月	個人面談	全クラス	0	
	夏期保育	幼児クラス	_	<del>-</del>
	お泊まり会	年長児のみ	_	_
	運動会	1~5 歳児	0	
10月	一日保育参観	全クラス		0
	芋掘り	全クラス	_	_
	生活発表会	全クラス	0	<del>-</del>
12月	クリスマス会	全クラス	_	<u> </u>
	個人面談	全クラス	$\circ$	

	マラソン大会 (乳児見学)	幼児クラス	_	0
2月	お別れ遠足	年長児のみ	_	_
	お別れカレーパーティー	全クラス	_	_
	ひなまつり会	全クラス	_	_
3月	保育参観、懇談会	全クラス		0
	卒園式 (保護者さまの参加は年長のみです)	全クラス	0	

(行事についての備考)

- ・誕生会・避難訓練・身体測定は毎月実施しています。
- ・クッキングは、年数回、主に3歳児以上が年齢・発達に応じた内容で行います。
- ・交通安全指導(年1回・年長・中クラス対象)、消防署見学(年1回・年長クラス)などもあります。
- ・内科健診(年2回)、歯科検診(年1回)、尿検査(年1回)があります。

※行事は毎月の園だよりで確定した内容・日程をお知らせします。

※行事の際、駐車スペースが限られていますので、車での来園は原則禁止としています。

(行事によっては停められる台数のみ、遠い方を優先して駐車券を配布しています。)

※卒園式は、在園児はビデオで参加します。1号認定のお子さまの場合は、休みとなります。

## (11) 利用にあたっての留意事項

(エエ)利用にあり	たっての留意事項
	【1号認定】
利用者の内定	・ 施設の管理者が毎年の入園募集要項に定めた選考方法による
	【2号・3号認定】
	・ 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
	・ 1号・2号・3号認定に該当しなくなったとき (卒園を含む)
11.展 <b>研</b>	・ 保護者さまから退園の申出があったとき
退園理由	・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき
	・ その他、利用継続の重大な支障または困難が生じたとき
	<登園・降園について>
	○防犯対策のため、出入りは正門からとなります。
	○お子さまの手をしっかりと握って道路に飛び出さないように気をつけてください。
	○打刻処理は来園の際とバス停で保護者さまが必ず行ってください。
	○バスの送迎時や来園するなどお子さまを送迎する際には、必ずネックストラップをして下さい。
	送迎の方は・・・・
	<ul><li>○車で送迎をする方は、近隣の駐車場や正門付近に停めず、園の駐車場をご利用ください。また限られたスペースですので、できるだけ車での送迎はご遠慮ください。</li></ul>
留意事項	○駐車場でお子さまを遊ばせることは大変危険ですのでおやめください。
	○駐車場内での事故・トラブル等の責任は負いかねますので、予めご承知おきください。
	通園バスの方は・・・
	バス停では、お子さまが飛び出すなど危険のないよう気を付けてください。同じバス停
	のお子さまと挨拶をしてから乗車しますので、並んでお待ちください。

#### <ネックストラップについて>

ネックストラップは入園の際に、新年度教材として各家庭2本購入していただきます。 送迎の際には必ず身につけてください。安全に保護者さまのもとへとお子さまを引き渡 す為のものになりますのでご協力をお願いします。

- ○お子さまの名前を書いた紙を入れてください。(双子など 1 学年に 2 人のお子さまがいる場合は、2 人の名前をネックストラップに書いてください)
- ○各学年ストラップの色が違います。弟妹がいる場合は複数付けることになります。
- ○必ず園指定のネックストラップをご利用ください。
- ○送迎が複数になる可能性がある場合、3本目からは事務所にてご購入してください。
- ○バス送迎時も必ずネックストラップをご利用してください。

## <欠席・時間変更などの園への連絡について>

当日に欠席、または登園が遅れることを連絡する場合はすみやかに園にご連絡ください。(7時40分までは「LeySerKids」をご利用ください。電話受付は9時30分まで)また欠席理由や病名などもお知らせください。

発熱がある場合は登園を控えてください。また、登園後に発熱・体調が急変した場合などはお迎えの連絡をさせていただきます。

原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、延長保育を利用する必要が生じた場合にはご連絡ください。また、お迎え時間が遅れる場合も同様とします。 開園時間を超える時間の保育は行っておりませんのでご了承ください。

#### <感染症に関する登園の目安と対応>

学校保健法によって定められた伝染病にかかった時は、登園するときに医師の意見書の提出が必要です。(医療機関で有料となります)医師に記入してもらい職員に渡してください。他にも登園届や経過報告書が必要な場合があります。(詳しくは次ページをご覧ください)

発熱し熱が下がった翌日や、機嫌が悪い、食欲が戻らないなどの体調が万全でない時は他の感染症にかかりやすく、かえってお休みが長引くことがありますので、充分な休養をお願いします。

#### <薬の服用について>

園での薬の服用は原則としてお受けできません。

医薬品を扱うことは医療行為に違反する可能性がありますので、お子さまをお預かりしている時間帯にお子さまの病気にかかわる薬の服用や使用は原則としてできませんのでご了承ください。(自分で飲めるからと薬を持たせることもやめてください。誤って他児が飲んでしまうこともあります)

※薬の回数については、1日3回服用するものであれば医師と相談のうえ朝・夜の2回にするなど回数を検討していただければと思います。

※医師の判断のもと薬の服用が必要な方は園長までご相談ください。

#### <園と家庭との連絡について>

- ○お子さまの情報を、園と家庭で共有するために連絡帳は毎日確認してください。また園だより・クラスだより・お知らせなどは LeySerKids で配信しますので、読み落としのないようにお気をつけください。
- ○保育時間中は原則、電話で担任を呼び出すことはご遠慮ください。子どもの活動などへ の影響がありますので、ご協力お願いします。

なお、子どもに関する相談や聞きたいことがあれば、面談などの時間を設けますので、 担任または主幹にご相談ください。

○連絡袋の中へ現金を入れた際には、職員または事務所へ必ず手渡してください。バスを ご利用の場合は、バスの職員へお渡しください。

#### <登園できない病気>

「学校保健安全法」によりお子さまが次のような病気にかかった場合は、登園に関して出席停止期間が設けられています。

(出席停止とは医師が【意見書】を発行するまでは自宅療養し集団生活に参加しないこと、もしくは医師の診断や所定の療養期間のことです。【登園届】や【経過報告書】が必要となる場合があります。)

※登園する最初の日に、医師記入による意見書または保護者さま記入の登園届か経過報告書をご提出ください。 ※意見書・登園届は本書添付のものか当園ホームページの書類ダウンロードページからダウンロードした ものをお使いください。

## 医師が記入する「意見書」が必要な感染症

感染症名	登園の目安
麻しん(はしか)	解熱後3日経過していること
風しん	発疹が消失していること
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂疲 (かさぶた) 化していること
流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身
(おたふくかぜ)	状態が良いこと
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していることまたは適正な抗菌性物質製剤による5日
	間の治療が終了していること
	医師により感染の恐れがないと認められていること
腸管出血性大腸菌感染症	無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳
(O157、O26、O111 等)	以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子ども
	については、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	   医師により感染の恐れがないと認められていること
(髄膜炎菌性髄膜炎)	

## 医師の診断を受け、保護者さまが「登園届」を記入する感染症

感染症名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	
(ノロウイルス、ロタウイル	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ス、アデノウイルスなど)	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	すべての発しんが痂疲(かさぶた)化していること

突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
アタマジラミ	駆除を開始していること
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師により感染の恐れがないと認められていること
伝染性腺神疹(といい)	患部がジクジクとしていないこと

※その他、感染症の疾患で医師の意見書などが必要な場合もあります。

## 医師の診断を受け、保護者さまが「経過報告書」を記入する感染症

感染症名	登園の目安
インフルエンザ	経過報告書の内容に準拠すること
新型コロナウィルス感染症	※発症日と解熱日の初日は0日として数えることに注意

## (12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	平野医院
医院長名	平野 清
所在地	千葉県柏市豊住1丁目1-45
電話番号	04-7175-2222

## (13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	柏グレイス歯科医院
医院長名	小塩 康仁
所在地	千葉県柏市増尾4-1-37
電話番号	04-7197-4618

## (14) 学校薬剤師

氏名	中村 佳佑
住所	千葉県柏市東1-2-4 ワコーマンション 1-A 号
電話番号	04-7167-2075

## (15) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用するお子さまに体調の急変などがあった場合、保護者さま、または緊急連絡先、その他医療機関へ連絡をとり必要な措置を講じます。

## 【管轄する消防署】

消防署名	柏市消防局 東部消防署逆井分署
所在地	千葉県柏市逆井1444-10
電話番号	04-7172-5031

#### 【管轄する警察署】

警察署名	柏警察署
所在地	千葉県柏市松ヶ崎722-1
電話番号	04-7148-0110

#### (16) 非常災害対策

防火管理者	染谷 正夫
避難訓練	火事・地震などを想定した訓練を月1回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防犯カメラ、AED の設置 など
避難場所	園庭の園舎向かいの端
緊急時の連絡手段	電話や一斉送信メールでの情報提供、HP上の情報掲載

#### (17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	小林 三佐子	主幹保育教諭		
相談・苦情解決責任者	染谷 弘子	園 長		
	水野 誠志	04-7191-3059		
第三者委員	// 新/ 歌心	手賀の丘幼稚園・保育園		
弗二 <b>名</b> 安貝	h7	04-7132-8622		
	根本 亨一	まつがさきの森幼稚園		

## 【要望・苦情などへの対応方法】

面接、電話、文書などの方法により、相談・要望・苦情を受付けます。その際には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

#### (18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	Chubb 損害保険株式会社
保険の内容	死亡・後遺障害、通院費、入院費負傷・疾病の医療費、障害見舞金など
保険金額	利用者負担なし

#### (19) 虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のための職員に対する措置

虐待などの行為とは、保育指針第6章「保護者への支援」の解説しているとおりです。

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員または養育者( 支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、すみやかに、児童虐待の防止などに関する法律の規定に従い、 市子育て支援課・児童相談所など適切な機関に通告する。

#### (20) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合や小学校、他の教育・保育施設など、地域子育て支援事業を行う者、その他の機関を除き、保護者さまの同意を得ずに第三者に提供することはありません。

#### (21) お子さまの写真などの取り扱いにおけるプライバシー保護への配慮について

当園ホームページの「おもいでページ」にある"一般の方々向け"のお子さまの写真は、名札など園児名を特定できるものはいっさい掲載いたしません。万が一写っていた場合は、ぼかしなどの個人情報を守る為の処理を施します。

尚、保護者ページ以外で掲載する場合は、お子さまの顔写真はできる限りズームを控えます。お子さまの 写真を掲載してほしくない場合は、当園へご連絡ください。すみやかに対応させていただきます。

#### <お願い>

当園での写真・動画の撮影は禁止です。運動会や発表会など保護者さまが来園する行事のみ撮影可能とさせていただきます。保護者の方がお子さまの大切な思い出を記録に残す際、プライバシー保護などに配慮し、慎重なお取り扱いをいただくよう、ご留意ください。撮影可能な行事は園よりお知らせいたします。また、当園としての管理責任の範囲を明確化し、皆さまとの相互理解のもとで運営を行うために、写真や動画の撮影の際には以下の2項目についてお願いをさせていただきます。皆さまには趣旨をご理解いただき、ご協力お願い申し上げます。

- 1. ご自身とご自身のお子さま以外の人物や個人が特定できるもの(職員を含む)を、プライバシーの観点から、本人の同意を得た場合を除き、SNS(ブログや動画配信など)への掲載や他者への提供を行わないようお願いいたします。
- 2. 上記1を遵守しなかったことによって生じた一切のトラブルについては、当園はその責任を負いかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。(保護者間も含む)

## (22) その他留意事項

- ・健康促進法に基づき、当園の敷地内はすべて禁煙です。※電子タバコ等も含みます。
- ・園を利用される方の思想、信仰は自由ですが、他に園を利用される方に対する宗教活動、政治活動及び営利活動、その他勧誘などはご遠慮下さい。

## 意 見 書(医師記入)

#### 認定こども園第二ますお幼稚園 施設長殿

園児氏名	

	1.0
病名	該当疾患に✔をお願いします
	麻疹(はしか)※
	風疹
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

<u>令和</u> 年 月 日より登園可能と判断します。

	_ 令和	年	月	日
医療機関名				
医師名				

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

## ※かかりつけ医の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行を出来るだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の提出をお願いします。

## ※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この【意見書】を保育所に提出してください。

担任	園長	看護師

## 登園届(保護者記入)

認定こども園第二ますお幼稚園 殿

園児名		
年	月	日生

## (病名) (該当疾患に ✓をお願いします)

溶連菌感染症	
マイコプラズマ肺炎	
手足口病	
伝染性紅斑(りんご病)	
ウイルス性胃腸炎	
(ノロウイルス、ロタウイルス等)	
アデノウイルス感染症	
ヘルパンギーナ	
RS ウイルス感染症	
帯状疱しん	
突発性発しん	
アタマジラミ	
伝染性膿痂疹(とびひ)	
その他感染症(	)

(医療機関名)		(	年	月	日受診) において
病状が回	復し、集団生活に支障がないと	判断されましたので	年	月	日より登園いたします。

記入日: 年 月 日

## 保護者名

## ※保護者の皆さまへ

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断、もしくは保健所の指示に従い、「登園届」の記入をお願いします。

# インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。

こども家庭庁が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」では、お子さまができるだけ早く回復するとともに、周囲への感染拡大を防ぐため、登園のめやすを発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでとしています。

インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、お子さまが回復し登園する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、施設に提出してください。

が経過報告書」を					は、休護有	
	イン	フルエン	/ザ経過	報告書		
1. 園 児 名:						
2. 診 断 名:		,	A ・ ] に○をつけて	*		
3. 受診した医療				<del></del>		
<ol> <li>4. 受 診 日:</li> <li>5. インフルエン</li> <li>(1) 発症から?</li> </ol>	/ ザ発症後	の経過 <b>※</b> した日	(1), (2)		***************************************	
発症日=0日目	1 日目	※発症日 ( 2日目	0月目) は医 3月目	送師の指示の 4日目	もと記入し <sup>*</sup> 5月目	てください。 6 日目
月日	月日	月 日	月日	月日	月日	月日
		登園不	口口			登園可能
(2) 解熱から3	3日を経過	した日 ※	·解熱日 (0	日目)は平熱	熱に戻った日	です。
	1月目	2日目	3日目	4日目		
月日	登園不可	月 日	月日	登園可能		
(3) 登園可能				•	_	
<b>-</b> 6. 特記事項(他			~			能日です。 <b> </b> 
上記のとおり報告 令和 年		日	保護者氏》	名		

令和

# 新型コロナウイルス感染症経過報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症は、こども家庭庁が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」では、お子さまができるだけ早く回復するとともに、周囲への感染拡大を防ぐため、登園のめやすを発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまでとしています。

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分療養し、回復してから 登園するようにしてください。また、お子さまが回復し登園する際には、保護者の方が下記の「新 型コロナウイルス感染症経過報告書」を記入し、施設に提出してください。

型コロナウイル					····································		
1. 園 児 名	:	児クラス					
2. 診 断 名	: 新型コロ	ナウイルス	《感染症				
3. 受診した医	療機関名:				_		
4. 受 診 日	: <u>令和</u>	年	月	<u>日</u>			
5. 新型コロナ	ウイルス感	染症発症後	後の経過 ・	<b>%</b> (1), (2	2) どちらも	記入をお原	頂いします。
(1) 発症から	5日を経過	した日					
		※発症日(	0日目) は图	医師の指示の	もと記入して	てください。	•
発症日=0日目	1月目	2 月 目	3月目	4日目	5日目	6 月目	
月日	月 日	月 日	月 日	月日	月日	月 日	
		登園不	可			登園可能	
	使用せずに	解熱しており	)、呼吸器症	状が改善傾	向である場合	さです。	
症状軽快日=0日目     1日目     2日目       月日     月日     月日					※無症状の場合は,発症日を検体採取日 と読み替えて,(1)のみご記入ください。		
登園不可登園可能			:	無症状者は検体採取日から5日を経過するまで登園できません。			
	· <b>— — —</b> 尨日: <u>令</u> 和	— — — 口 <del>在</del>	<b>– – –</b> E <i>J</i>	<u>-</u>	- <b></b> <u>-</u>		
<u>.</u>	:	<b>※</b> (1)(2)	のうちの	遅いほう	が登園可	能日です。	
6. 特記事項(		の併発など	<u>-</u> ):				
上記のとおり報	生工士士						

年 月 日 保護者氏名

# 重要事項、費用負担及び個人情報使用に関わる同意書

# 幼保連携型認定こども園 第二ますお幼稚園

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づいて 重要事項の説明をおこないました。

> 幼保連携型認定こども園 第二ますお幼稚園 千葉県柏市増尾台4-6-60

> > 園長 染谷 弘子

私は書面に基づいて、幼保連携型認定こども園 第二ますお幼稚園の利用にあたっての重要 事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所:

児童氏名 :

保護者氏名: 印(署名でも可)

児童から見た続柄: